

## 議案の提出（その1）

（法第 112 条の規定によるもの）

発議第 2 号

### 米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 30 年 3 月 15 日

提出者 米沢市議会議員 鳥海隆太

賛成者 // 相田克平

// 山村明

// 小久保広信

// 佐藤弘司

// 高橋英夫

//

//

米沢市議会議長 様

発議第 2 号

米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

米沢市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年米沢市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。